

令和 7 年度
いじめ防止基本方針

(令和 6 年 3 月改訂)

山武市立大平小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法及び千葉県いじめ防止対策推進条例の基本理念を踏まえ、児童が、いじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対処）の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

なお、本校は市基本方針を受けて令和3年3月に改訂した。

第1章 いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的には、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われること。軽くぶつかられたり、遊んだふりをして叩かれたり、蹴られたりすること。スマホ等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれることなどが含まれる。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、かけがえのない生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深め、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを念頭において、いじめ防止のための対策を行う。

3 いじめの防止等に関する基本的な方針

（1）学校におけるいじめの防止

- ① いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得るものと踏まえ、根本的ないじめの問題克服のために、未然防止が重要である。そのために教育活動全体

をとおしていじめを生まない土壌づくりをする。

- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育や人権教育及び読書活動、体験活動等の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、全職員が児童の日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化に気づく力を高める。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

※留意点

ア 好意から起こった行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者側が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等もいじめとして認知し、対策組織で情報を共有する。

イ 1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。

(3) いじめに対する措置

- ① 通報を受けたとき、その他、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら対応する。

(4) 地域や家庭との連携

いじめが行われず、本校に在籍する全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、地域や家庭との連携を図りながら、学校が中心となっていじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努める。

(5) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われると認められるときは、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止等のための具体的な方法

(1) いじめに対する指導

- ① いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。
- ③ 家庭や教育委員会との連携・相談や事案に応じ、関係機関との連携をすすめる。
- ④ 指導にあたっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。

(2) いじめ調査

いじめを早期発見するため、在籍する児童及び保護者に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 全児童対象の生活アンケート（大平っ子アンケート）を毎月行う。その結果を受けて学級担任による児童との面談を実施し、その後いじめ防止対策委員会でいじめ認定された児童は3か月の追跡調査を行い、状況を把握する。
- ② 年3回の教育相談を実施する。（全児童との面談）
- ③ 保護者対象アンケート調査を実施する。

(3) いじめ相談体制

児童及び保護者が抵抗なくいじめに関する相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①教育相談窓口の周知
- ②教育相談室の設置
- ③スクールカウンセラー、心の相談員の活用
- ④相談箱の設置

(4) SNS、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめに対して、ネット依存や SNS を介した犯罪者との遭遇、性的被害などの問題とも関連していることから、児童生徒に対する情報リテラシー、情報モラルに関する教育を充実させる。

- ①情報モラルに関する授業
- ②外部機関を利用した特別授業
- ③保護者会等での情報提供

(5) その他

- ① いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置

として、いのちを大切にするキャンペーン（いじめゼロ宣言作成）、人権週間を実施し、認識の共有化を図る。

- ② 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、また、どんな小さなことでも見逃すことがないように指導の在り方に細心の注意を払う。
- ③ 教職員のいじめに対する認識や対応能力を強化するため、いじめ防止にかかわる校内研修を行う。
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」をホームページへ掲載するほか、様々な機会を活用して、保護者や児童に周知することで、いじめ防止につなげていく。また、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- ⑤ 「安心ホッとカード」を小学校1年生の児童、保護者、転入職員に配付し、各種相談窓口の周知を図る。

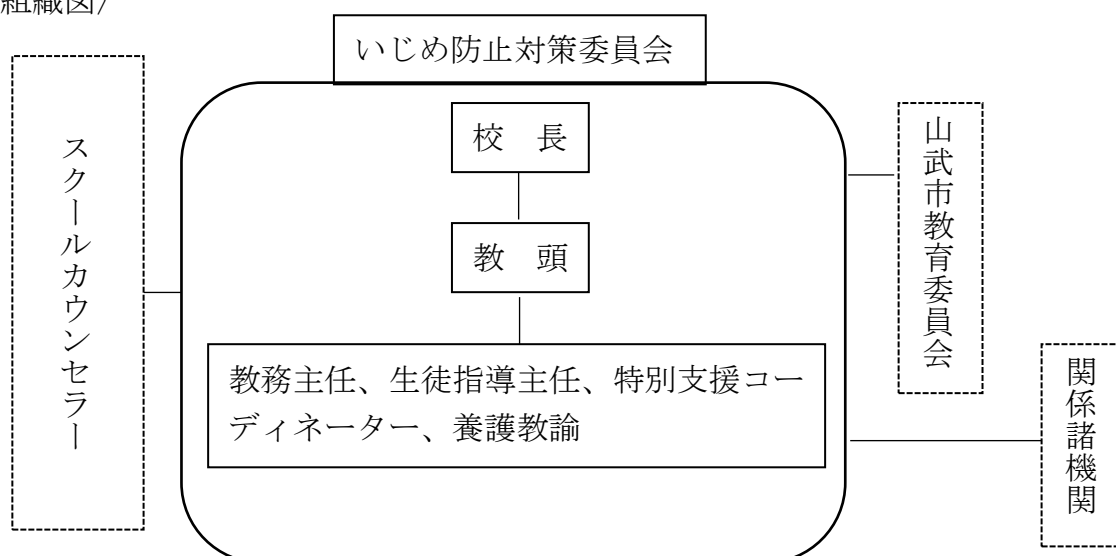
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置
(生徒指導委員会を包括して、組織するものとする。)

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

〈組織図〉



〈活動〉

- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ・いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

〈開催〉

月1回(月末)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下重大事態という）は、次の対処を行う。

（１）重大事態発生と調査及び報告

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

（２）調査を行う組織

- ① 市教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（３）調査の実施

- ① 上記組織を中心として、質問票の使用等により事実関係を明確にするための調査を実施する。

（４）調査結果の提供及び報告

- ① 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ② SNS、インターネット等によるいじめを認識した際には、関係機関に対し、速やかに削除を依頼する等、情報の拡散を防ぐ措置を講じるものとする。

4 公表・点検・評価等

学校評価にいじめ防止に関する取り組みについての評価項目を設定するとともに、評価結果を踏まえ、PDCA サイクルに基づき、取組の改善を図る。

- （１）「学校基本方針」が学校の実情に即してきちんと機能しているかを必要に応じて見直す PDCA サイクルを「学校基本方針」に定める。
- （２）「学校基本方針」の策定に当たっては、方針を検討する段階から学校評議員や PTA 役員等の参画によって地域と連携した「学校基本方針」になるようにする。
- （３）学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、児童の意見を取り入れる。
- （４）策定した「学校基本方針」については、学校のホームページ等で公開する。
- （５）評価結果を踏まえて常に改善に取り組む。